

議案第4号

北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当を減額し、厳しい財政を回復しようという意思を示すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例
の特例を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例（令和4年北名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和5年3月31日まで（以下「特例期間」という。）」を「令和6年3月31日まで（副市長及び教育委員会教育長においては、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。以下「特例期間」という。）」に、「市長の給料月額」を「市長、副市長及び教育委員会教育長の給料月額」に、「100分の20」を「市長にあつては100分の20を、副市長にあつては100分の10を、教育委員会教育長にあつては100分の5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。